平成３０年（再イ）第１７１号

大阪市東淀川区西淡路１丁目１番９－819号（開始時の住所　大阪府高槻市上田辺町６番23号　上田辺薩摩ビル702号）

再生債務者　清塚　慶彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年６月21日

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再イ）第４号

兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目４番１－213号

再生債務者　森下　信彰

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年６月21日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成３０年（再イ）第３３号

北九州市八幡西区楠橋上方１丁目８番10号

再生債務者　安永憲優希

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年６月21日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（再イ）第５６号

宮崎市大字島之内11062番地２

再生債務者　島村　毅雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年６月22日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２９年（再イ）第１８号

山形市大字妙見寺240番地

再生債務者　阿部　哲哉

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年６月22日　山形地方裁判所民事部

平成３０年（再イ）第４号

岡山市南区豊成２丁目７－36

再生債務者　河本信一こと　ＨＡ　ＳＨＩＮＩＬ　河　信一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年６月22日

岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（再イ）第５８号

札幌市北区太平８条６丁目２番15号

再生債務者　菊池　邦幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年６月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年６月22日

札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再イ）第２０号

愛知県豊田市大林町16丁目７番地８　メゾンほわいとＢ　102号

再生債務者　森山　太樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年６月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年６月22日

名古屋地方裁判所岡崎支部

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成30年７月５日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　小畠　　徹

記

1．(3)⑯チを次のとおり改める。

チ　新潟観光ドライブパス

(イ)　割引をする自動車

(ハ)(a)に定める期間のうち連続する最大２日間若しくは(ハ)(b)に定める期間のうち連続する最大３日間に、(ニ)(a)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入若しくは流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「周遊型」という。）、(ハ)(b)に定める期間のうち連続する最大３日間に、(ニ)(c)に定めるＡ区間、Ｂ区間、Ｃ区間、Ｄ区間若しくはＥ区間内のインターチェンジから(ニ)(b)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(ニ)(b)に定める区間を通行（以下「発着周遊型」という。）、又は(ハ)(c)に定める期間のうち連続する最大３日間に、(ニ)(c)に定めるＡ区間若しくはＢ区間内のインターチェンジから(ニ)(d)に定める区間内のインターチェンジまで往復して通行（以下「往復型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

(ロ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	最大日数	料金の合計額	
		軽自動車等	普通車
周遊型	２日間	4,500円	5,700円
	３日間	6,000円	7,500円

(ニ)(c)に定める区間		最大日数	料金の合計額	
			軽自動車等	普通車
発着周遊型	Ａ区間	３日間	8,600円	10,800円
	Ｂ区間		7,800円	9,800円
	Ｃ区間		6,000円	7,500円
	Ｄ区間		7,700円	9,700円
	Ｅ区間		9,600円	12,000円
往復型	Ａ区間		5,200円	6,500円
	Ｂ区間		4,400円	5,500円